チェックリスト

＜8. 上坂部三丁目地区＞

■制限事項　凡例：「法」=建築基準法、「令」=建築基準法施行令 （参考）告示日：1999.8.6、建築条例当初施行日：1999.11.1

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目下線：条例化 | 制限の内容 | 届出内容（自己チェック欄） | 処理欄 |
| 建築物等の用途の制限 | 法別表第2中次に掲げる建築物は建築してはならない。1. 工場（政令＝令130条の6で定めるものを除く。）

[(に)項第2号]1. 自動車教習所 [(に)項第5号]
2. 床面積の合計が15㎡を超える畜舎 [(に)項第6号]
3. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの [(ほ)項第2号]
4. 倉庫業を営む倉庫 [(へ)項第5号]
5. 危険物の貯蔵又は処理に供するもので政令＝令130条の9で定めているもの [(と)項第4号]

ただし、市長が区域の特性に応じた合理的な土地利用の促進を図るため特に必要があり、かつ、適正な都市機能と健全な都市環境を害するおそれがないと認めて許可した場合はこの限りでない。（条例で規定） | 用途□住宅□事務所□店舗□その他　　　　　　　　　　 | 適・否 |
| 壁面の位置の制限 | 建築物の外壁若しくはこれに代わる柱、バルコニー等又は高さ2ｍを超える門若しくは塀は、計画図に示す壁面の位置の制限線を越えて建築してはならない。 | 壁面後退の有効距離　　　　　　　　　　ｍ | 適・否 |
| 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限 | 建築物の形態並びに屋根及び外壁の意匠は、近松の里として周辺の景観と調和のとれたものとする。（参考色彩基準）基調となる色彩（建築物）※可能ならば(　)内の数値による30(10)m以下の部分R・YR・Y系 明度：指定なし 彩度：5(4)以下その他 明度：5以上 彩度：3(2)以下無彩色 指定なし30(10)mを超える部分R・YR・Y系 明度：6以上 彩度：3以下その他 明度：7以上 彩度：2以下無彩色 明度：7以上 | マンセル値　例：7.5YR6/4（屋根）　　　　　　　　　（　　　　 ）　　　　　　　　　（　　　　 ）マンセル値不明、その他の場合□参考色彩基準に準じた意匠とし、その他下記のとおり配慮します。（配慮事項）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 適・否 |
| 垣又はさくの構造の制限 | 道路に面する部分に垣又はさくを設置する場合は、生け垣又はフェンス等、透視可能なものとする。 | 道路に面する部分の垣、さくの設置　　　 有・無 　　　構造　　　　　　　　 | 適・否 |

以上、届出内容について　□適合　□不適合(指導済)　として処理